

○ 被保険者証の性別表記について（平成 24 年 9 月 21 日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<u>資格確認書</u>の性別表記について 島根県松江市長から「国民健康保険被保険者証の性別表記について（照会）」（平成 24 年 3 月 1 日付け保年第 1180 号）により照会のあった国民健康保険被保険者証の性別表記の取扱いについて、「国民健康保険被保険者証の性別表記について（回答）」（平成 24 年 9 月 21 日付け保国発 0921 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により別添 1 のとおり回答いたしました。 <u>上記を踏まえ、これまで国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険及び船員保険の各保険者においても同様に、保険者判断により被保険者証における性別表記の記載方法を工夫しても差し支えない取扱いとしていました。</u> <u>今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）等により被保険者証に係る規定が削除され、新たに資格確認書に係る交付規定が新設されましたが、資格確認書においても従来の被保険者証と同様の取り扱いといたします。</u><u>つきましては、当該取扱いについて別添 2 のとおり Q&A をまとめましたので、それぞれ内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。</u> 別添 1 （略） 別添 2 <u>資格確認書</u>の性別表記の変更について Q&A 【性別表記の変更について】 問 1 <u>資格確認書</u>の性別欄に戸籍上の性別とは異なる性別を記載することができるようになるのか。 （答） やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、<u>資格確認書</u>の表面ではなく裏面に戸籍上の性別を記載できるようにするものであり、<u>資格確認書</u>には戸籍上の性別を記載するという従来からの取扱いを変更するもので	<u>被保険者証</u>の性別表記について 島根県松江市長から「国民健康保険被保険者証の性別表記について（照会）」（平成 24 年 3 月 1 日付け保年第 1180 号）により照会のあった国民健康保険被保険者証の性別表記の取扱いについて、「国民健康保険被保険者証の性別表記について（回答）」（平成 24 年 9 月 21 日付け保国発 0921 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により別添 1 のとおり回答いたしました。 国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険及び船員保険の各保険者においても同様に、保険者判断により被保険者証における性別表記の記載方法を工夫しても差し支えない取扱いといたします。<u>また、当該取扱いについて別添 2 のとおり Q&A をまとめましたので、それぞれ内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。</u> 別添 1 （略） 別添 2 <u>被保険者証</u>の性別表記の変更について Q&A 【性別表記の変更について】 問 1 <u>被保険者証</u>の性別欄に戸籍上の性別とは異なる性別を記載することができるようになるのか。 （答） やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、<u>被保険者証</u>の表面ではなく裏面に戸籍上の性別を記載できるようにするものであり、<u>被保険者証</u>には戸籍上の性別を記載するという従来からの取扱いを変更するもので

はない。

問 2 やむを得ない理由があると保険者が判断する場合とあるが、「やむを得ない理由」とは何か。

(答) 自己の資格確認書の性別表記の変更を希望する被保険者又はその被扶養者(以下「本人」という。)が性同一性障害者であって、資格確認書の表面に戸籍上の性別が記載されることに対して嫌悪感を抱いている場合等が該当すると考えられる。

問 3 「やむを得ない理由」の有無は何を根拠に判断すればよいか。

(答) 例えば、本人からの申出に加えて、性同一性障害の治療に関して精神科等へ通院していることがレセプト等により確認できた場合や精神科等に通院していなくても問 2 の状態にあると判断できた場合等が考えられる。

問 4 何故医師の診断書は必要ないのか。

(答) 問 1 のとおり、資格確認書に戸籍上の性別を記載するという取扱いを変更するものではないことから、原則、診断書は必要としないこととしている。

問 5 「やむを得ない理由」の有無を保険者で判断できない場合に、本人に対して診断書の提示を求めることは可能か。

(答) 問 4 のとおり、資格確認書に戸籍上の性別を記載するという取扱いを変更するものではないことから、申出時に診断書の提示は求めないことを原則とするが、やむを得ない理由の有無を保険者で判断できない場合は、保険者判断により診断書の提示を求めることは差し支えない。

問 6 この取扱いは、全国の保険医療機関等に周知されるのか。

(答) 各保険者に対しては、資格確認書全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮することをお願いするとともに、保険医療機関等で適切な取扱いがなされるよう地方厚生局等を通じて保険医療機関等に対して周知を行っている。

【表記方法について】

問 7 資格確認書の表面の性別欄に、本人が希望する性別(戸籍上の性別とは異なる性別)を記載した上で、裏面に戸籍上の性別を記載することは可能か。

(答) 資格確認書の表面に性別欄を設けている理由は、保険医療機関等が容易に患者の性別を確認することができるよう配慮したものである。仮に、資格確認書の表面に戸籍上の性別とは異なる性別を記載した上で裏面に戸籍上

はない。

問 2 やむを得ない理由があると保険者が判断する場合とあるが、「やむを得ない理由」とは何か。

(答) 自己の被保険者証の性別表記の変更を希望する被保険者又はその被扶養者(以下「本人」という。)が性同一性障害者であって、被保険者証の表面に戸籍上の性別が記載されることに対して嫌悪感を抱いている場合等が該当すると考えられる。

問 3 「やむを得ない理由」の有無は何を根拠に判断すればよいか。

(答) 例えば、本人からの申出に加えて、性同一性障害の治療に関して精神科等へ通院していることがレセプト等により確認できた場合や精神科等に通院していなくても問 2 の状態にあると判断できた場合等が考えられる。

問 4 何故医師の診断書は必要ないのか。

(答) 問 1 のとおり、被保険者証に戸籍上の性別を記載するという取扱いを変更するものではないことから、原則、診断書は必要としないこととしている。

問 5 「やむを得ない理由」の有無を保険者で判断できない場合に、本人に対して診断書の提示を求めることは可能か。

(答) 問 4 のとおり、被保険者証に戸籍上の性別を記載するという取扱いを変更するものではないことから、申出時に診断書の提示は求めないことを原則とするが、やむを得ない理由の有無を保険者で判断できない場合は、保険者判断により診断書の提示を求めることは差し支えない。

問 6 この取扱いは、全国の保険医療機関等に周知されるのか。

(答) 各保険者に対しては、被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮することをお願いするとともに、保険医療機関等で適切な取扱いがなされるよう地方厚生局等を通じて保険医療機関等に対して周知を行っている。

【表記方法について】

問 7 被保険者証の表面の性別欄に、本人が希望する性別(戸籍上の性別とは異なる性別)を記載した上で、裏面に戸籍上の性別を記載することは可能か。

(答) 被保険者証の表面に性別欄を設けている理由は、保険医療機関等が容易に患者の性別を確認することができるよう配慮したものである。仮に、被保険者証の表面に戸籍上の性別とは異なる性別を記載した上で裏面に戸籍上

の性別を記載した場合、保険医療機関等で資格確認書の裏面を確認することなく、資格確認書の表面の性別をそのままレセプトやカルテ等に記載してしまう可能性があるため適切ではない。

問 8 資格確認書の表面の性別欄を「裏面参照」と記載せずに、空欄とすることは可能か。

(答) 保険医療機関等で資格確認書の裏面を確認することなく、本人の外見で性別を判断してしまう可能性があるため、適切ではない。

問 9 資格確認書の表面の性別欄に「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられるとあるが、他の表記方法としてどのようなものが考えられるか。

(答) 例えば、資格確認書の表面の性別欄には「裏面記載」又は「備考欄参照」と記載し、資格確認書の裏面の備考欄には「男(又は女)」又は「性別：男(又は女)」と記載するなど、細かな記載ぶりが各保険者で異なることが考えられるが、いずれにしても資格確認書全体として、保険医療機関等で容易に戸籍上の性別が判断できるようにすることが必要である。

問 10 資格確認書の性別表記の取扱いについては、システムで対応する必要があるか。

(答) 必ずしもシステム改修を行う必要はなく各保険者が対応できる方法で対応いただきたい。ただし、資格確認書の材質によって、手書き等により性別表記の変更が可能な場合には、保険者の印を押す(割印)等により、保険者が性別表記を変更したものであることが保険医療機関等で容易に確認できるようにすることが必要である。

問 11 資格確認書の表面の性別欄の「裏面参照」等の記載や裏面の備考欄の性別記載について、それぞれシールを貼ることで対応してもよいか。

(答) 資格確認書の性別欄にシールを貼付する対応は、偽造防止の観点から望ましくない。ただし、資格確認書の材質によって、シールの上から保険者の印を押す(割印)等の対応が可能である場合であって、保険者が性別表記を変更したものであることが保険医療機関等で容易に確認できるときは、保険者判断でシールによる対応をしても差し支えない。

(削る)

の性別を記載した場合、保険医療機関等で被保険者証の裏面を確認することなく、被保険者証の表面の性別をそのままレセプトやカルテ等に記載してしまう可能性があるため適切ではない。

問 8 被保険者証の表面の性別欄を「裏面参照」と記載せずに、空欄とすることは可能か。

(答) 保険医療機関等で被保険者証の裏面を確認することなく、本人の外見で性別を判断してしまう可能性があるため、適切ではない。

問 9 被保険者証の表面の性別欄に「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられるとあるが、他の表記方法としてどのようなものが考えられるか。

(答) 例えば、被保険者証の表面の性別欄には「裏面記載」又は「備考欄参照」と記載し、被保険者証の裏面の備考欄には「男(又は女)」又は「性別：男(又は女)」と記載するなど、細かな記載ぶりが各保険者で異なることが考えられるが、いずれにしても被保険者証全体として、保険医療機関等で容易に戸籍上の性別が判断できるようにすることが必要である。

問 10 被保険者証の性別表記の取扱いについては、システムで対応する必要があるか。

(答) 必ずしもシステム改修を行う必要はなく各保険者が対応できる方法で対応いただきたい。ただし、被保険者証の材質によって、手書き等により性別表記の変更が可能な場合には、保険者の印を押す(割印)等により、保険者が性別表記を変更したものであることが保険医療機関等で容易に確認できるようにすることが必要である。

問 11 被保険者証の表面の性別欄の「裏面参照」等の記載や裏面の備考欄の性別記載について、それぞれシールを貼ることで対応してもよいか。

(答) 被保険者証の性別欄にシールを貼付する対応は、偽造防止の観点から望ましくない。ただし、被保険者証の材質によって、シールの上から保険者の印を押す(割印)等の対応が可能である場合であって、保険者が性別表記を変更したものであることが保険医療機関等で容易に確認できるときは、保険者判断でシールによる対応をしても差し支えない。

問 12 カードではなく紙の被保険者証(1世帯1枚)を使っている保険者の場合、どのように対応すべきか。

(答) 第一面の性別欄に「男・女」が既に記載されている様式である場合には、「男・女」を二重線等で消し、第一面の性別欄が空欄となっている様式である場合には空欄のままとした上で、性別欄にそれぞれ「第〇面の備考欄(又

問 12 <u>資格確認書</u>の他に、高齢受給者証、限度額適用認定証等についても本人からの申出があれば、同様に取扱っても差し支えないか。 (答) 差し支えない。 【申出方法等について】 問 13 性別表記の変更の希望の申出や性別表記を変更した<u>資格確認書</u>の交付は、どのように行うこととなるのか。 (答) 性別表記の変更を希望することを事業主や世帯主に知られたくない者もいると考えられることなどから、本人が直接各保険者に申出をすることや、性別表記を変更した<u>資格確認書</u>を保険者から直接本人に送付すること又は本人に取りに来てもらうこと等の取扱いとすることが望ましい。 問 14 性別表記の変更の申出を資格取得時に行う場合と<u>資格確認書</u>交付後に行う場合とで、申出方法、申出先、申出用紙等の取扱いの違いはあるか。また、申出用紙は各保険者で作成することとなるのか。 (答) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、性別表記の変更の申出を資格取得時に行う場合と<u>資格確認書</u>交付後に行う場合とで、申出方法、申出先、申出用紙等の取扱いに違いはないと考えている。 被用者保険においては、事業主を経由して<u>資格確認書</u>が交付されることから、事務処理の混乱を避けるため、性別表記の変更の申出は、<u>資格確認書</u>の交付後に行う取扱いとすることが望ましい。 また、性別表記の変更に係る申出用紙等が必要であると保険者が判断した場合には、各保険者で申出用紙等を作成いただくこととなる。	は余白)参照」と記載し、第○面の備考欄(又は余白)に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられる。 問 13 <u>被保険者証</u>の他に、高齢受給者証、限度額適用認定証等についても本人からの申出があれば、同様に取扱っても差し支えないか。 (答) 差し支えない。 【申出方法等について】 問 14 性別表記の変更の希望の申出や性別表記を変更した<u>被保険者証</u>の交付は、どのように行うこととなるのか。 (答) 性別表記の変更を希望することを事業主や世帯主に知られたくない者もいると考えられることなどから、本人が直接各保険者に申出をすることや、性別表記を変更した<u>被保険者証</u>を保険者から直接本人に送付すること又は本人に取りに来てもらうこと等の取扱いとすることが望ましい。 問 15 性別表記の変更の申出を資格取得時に行う場合と<u>被保険者証</u>交付後に行う場合とで、申出方法、申出先、申出用紙等の取扱いの違いはあるか。また、申出用紙は各保険者で作成することとなるのか。 (答) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、性別表記の変更の申出を資格取得時に行う場合と<u>被保険者証</u>交付後に行う場合とで、申出方法、申出先、申出用紙等の取扱いに違いはないと考えている。 被用者保険においては、事業主を経由して<u>被保険者証</u>が交付されることから、事務処理の混乱を避けるため、性別表記の変更の申出は、<u>被保険者証</u>の交付後に行う取扱いとすることが望ましい。 また、性別表記の変更に係る申出用紙等が必要であると保険者が判断した場合には、各保険者で申出用紙等を作成いただくこととなる。
--	--